

大阪の都市化とスクーリングの変遷

豊田 ひさき

要 旨

19 世紀末から始まった大坂の都市化・近代化は、初等教育の近代化といかに関係があるのか。本研究で明らかになったことは、次の二点である。

(1) 大坂に近代的な小学校が本格的に開設され始めた 1872 年には、まだ教師養成機関がなかった。そのため都市部を小学区に分けて小学校を開設した市当局は、町方の指導者層に教師を募らせ試験し多くの寺子屋師匠を小学校教師として採用した。採用される者も試験をする者も共にアマチュアの市民。両者間には「地縁」と言う前近代的な信頼関係があった。それから僅か 10 年以内に、師範学校で養成ないし試験を受けて免許を授与された者のみを正規教員とするという近代的な制度が確立される。寺子屋師匠が小学校教師であり続けるためには、新設の師範学校で再教育か、試験を受けて免許を交付・更新してもらう以外に生きる道がなくなった。

(2) 1893~4 年以降、大阪で軽工業部門に産業革命が起こる。職を求めて多数の流入者が大阪に殺到しだす。当然、既設小学校の収容能力を超えるため、市当局は二部授業などの対策を打ち出す。が、学区によっては、流入者の子どもの中に昼間働きに出て生計を助けざるを得ない者が相当数含まれるといういわゆる都市化現象も生じる。これに対して市は、夜間小学制度で対応する。夜間小学は 1910 年代で 30 校を超え、卒業者の累積も 1921 年には一万人を超える。都市の近代化に伴い、新たな低所得者層の流入・集住が始まり、その子弟が就学するための夜間小学制度が市の施策として打ち出されたことも、大阪市の特徴である。なお、小学区まで降りてそこでの人口動態と夜間小学の状況を詳細に分析・整理することは今後の課題である。

キーワード：都市化，流入者，スクーリング，教師資格，夜間小学

大阪（坂）の都市化にともなってスクーリングがどのように変遷してきたか、という問題に関して明治期を中心に初等学校レベルに絞って検討してみたい。国や都市の文化がどれだけ発展しているかは、そこでの初等教育がどれだけ一般市民に保障されているかという視点からある程度推定できるからである。大坂が近代化・都市化していく最初期の段階で、初等教育のあ

りようにどのような変化が生じたかを探り出すことが本稿の目的である。

1. 近代的小学校の誕生

明治 5 (1872) 年 8 月に「学制」が發布され、わが国の教育の近代化が本格化する。大坂では、

それよりも前の同年4月24日に「教育ニ関スル告諭」が出されている¹⁾。宛て先は、大坂の大・中・小年寄。そこに次のような文言がある。

國家ノ富強ハ、人材アルニ由ル、人ノ材器ヲ發達シ、知識ヲ開クハ、皆文教ニヨラザルハナシ、…況ヤ當地ノ如キハ、古来ヨリ日本三都ト稱シ、今三府ノ一ニアリナカラ、學校ノ設ケ手薄ナルヨリ、人々時勢ト道理トニ暗ク、家業ヲ營ムモ、眼前ノ利ノミニ走り、動モスレバ、失産破家ノ禍ヲ致サントス、古今東西兩府ノ學校ヲ設ル、其數一百ニ近カントス、故ニ教化ノ道日ヲ追テ盛ニ、知識ノ開ケル月ヲ追テ進ム、唯我一府、此企ナク、抑此儘ニシテ月日ヲ送ラハ、三都ノ稱ハ名ノミニシテ、終ニ野蠻ノ笑ヲ来サントス、是迄學問ノ弊タル、花月ヲ玩ヒ、詩歌ニ長シ候迄ノ事ナレハ、父母モ、其子弟ノ書ヲ讀ムヲ嫌フモ理ハリナリ、今ノ學ハ是ニ異リ、第一知識ヲ開キ行フ正シクシ、工ハ有用ノ良器ヲ發明シ、商ハ彼我有無ヲ通シ…サレハ一同カヲ合セ、大ニ學校ヲ開キ、今度改革ノ地區ニ從イ、一區一校ヲ設、區中ノ子弟ヲ集メ、之ヲ教育セハ、知識次第ニ開ケ、土地ノ繁榮ヲ至ス事必セリ、凡人幼少ニシテ、物欲ノ心情未タ萌サル内、教ヲ加レハ、戯レ遊ヒ事ナス隙ニ、自ラ道理辨ヘ、義理ヲ知り、終身ノ福ヲ自然ニ具備スルモノナレハ、學校ヲ興スハ、他人ノ為ナラス、近クハ一身一家ヲ保全シ、土地ヲ繁榮ニシ、遠キハ天下富強ノ一端ヲ補助シ、加之今日日用上ニテハ、區中ノ會議所トナリ…當府ヨリ申達スル次第等説論ノ場トナリ、旁便利ヲ生シ候コトユエ、現今學フヘキ子ナキトテ、餘所ノ事ニ見做スヲ得サルノ理アリ、汝等此度衆望ニ舉ラレ、町役ノ任ニ膺ル上ハ、速ニ前述ニ着眼シ、愚昧ノ小民誘掖懇諭シ、建校ノ企、今日ノ急務タルヲ知り…

少し解説を加えておこう。文中の「三府」とは、東京、京都そして大坂である。東京には、明治3(1870)年に政府の全面的なてこ入れて6校の実験小學が設立されている、その他多数の私学校があった。また京都市は、それよりも早く明治2(1869)年5月に政府と府の大幅な財政援助で開設した柳池學校(これは近代日本最初の小学校と言われている)を皮切りに同年12月には64の小学校を整備し終えている。大坂も両府に負けじと学校設立を企てるが、府の

財政は逼迫しており政府からの補助もほとんどなく、先の文書が出された時点で学校として機能していたのはわずか2校であった。文面から窺えるあせりの元はこの辺にもあった。

「今度改革ノ地區ニ從イ、一區一校ヲ設」とは、大坂市部を2中学区に分け、その2中学区に合わせて74の小学区をつくったことを指す。「一區一校」とはこの小学区毎に1つの小学校を建てると言うこと。面白いのは、こうして設立される小学校は、教育の機能だけでなく、府が出す通達の伝達所的な機能も持たせていたことである。だから今学齡期の子どもがいなくても、学校設立の資金を出せと言う論法である。同時に出された「小學校建營心得廉書」には、校内仕切構として、男学童習字所、女学童習字所、素読所、習算所と並んで講堂兼集議所、詰所が挙げられていることからこの事実は証明される²⁾。なお、男女別学であることにも注意を払っておきたい。詰所には区長以下の町方の役人が詰め、講堂兼集議所に市民を集めて知参事からの伝達等を行ったのである。さらに大坂は、福澤諭吉が明治5年5月に京都市の学校を歴訪して著した「京都学校の記」を早速買い入れ、各区区長に配布して学校興運の機運を盛り上げようとしている³⁾。

ところで、日本最初の小学校教育を本格的に実施したとされている京都の教育とは一体どのようなものであったのか。福澤の先の書から引用しておこう。彼は、京都の小学校で参観した授業の様子を次のように報告している。

学校の内を二つに分ち、男女処を異にして手習いせり、即ち学生の私席なり、別に一区の講堂ありて読書数学の場所と為し、手習の暇に順番を定め、十乃至十五人づゝこの講堂に出て、教を受く。

この授業風景は、江戸時代の寺子屋の授業風景そのものである。京都市街を64の学区(番町)に分け、各区に小学校を開設した点では確かに「学制」の先取りである。が、教え方は「手習の暇に順番を定め…出で、教を受く」とあるように、子どもたちは終日自席で手習いをし、その間に教師から呼び出されて教える方法であった。もちろん、そこで教えた教師は、

そのほとんどが寺子屋の師匠からの横滑りであった。

さて、大坂文書の最後の辺に、「汝等衆望ニ擧ラレ、町役ノ任ニ膺ル」とあることは、大・中・小の年寄等が学校開設の任についたということである。この告諭を受けて、早い方では、明治5年5月に大坂22番学校（後の浪華小学校）が博労町に開校する。その時は大坂にはまだ師範学校も設立されていないため、次のような教師募集の公示が出されている⁴⁾。

今般於各區小學校取設候ニ付テハ、落成開校ノ上ハ、區中男女幼童ハ無殘其區ノ學校ニオイテ修學申付候規則ニ付、從來於府下和漢書素読手蹟算法等開業ノ者、教授相勤度候ハ、試験ノ上教師許可申付候條、其長スル所ノ技藝並ニ姓名住所相記シ、來ル二十日迄其區區長ヘ可差出事

区長には、先に触れたように大・中・小の年寄等町の有力者がなった。彼ら有力者が、寺子屋の師匠経験者を試験して教師として採用したのである。試験をしてその区の小学校教師として採用可と判断する権力を町民から任され、それをやり切る能力を彼らは持っていた。町の有力者が区の小学校教育を任され、仕切れるだけの声望と力は、江戸時代に付けていたことは言うまでもない。こうして採用された教師は、「何某 小學校句読教師申付勤中帶刀 差許候事」という許可書を大坂府からもらっている。当時の学校教師は形だけではあるが武士の身分が付与されていた。これは、禄を失った武家の二三男が官吏の一つである学校教師になった証拠である。それと、教師になれる者は教員免許というプロの資格ではなく、地縁・血縁で地域社会から信望の篤い人、という前近代的な作用が働いていることも確認しておきたい。さらにこれとも関わるが、明治初期の小学校教師の社会的ステータスは、イギリスやプロイセンの小学校教師よりも高かったことがわかる。当時のイギリスやプロイセンの小学校教師の出自は、そのほとんどがまだ下層民であった。だから、例えばプロイセンに19世紀中頃幼稚園が誕生してくるが、その教師になった中流階層出身の女性たちは、出自が低い小学校教師職を避けて幼稚

園に就職したのである。

既に明らかのように、明治になり「学制」が発布されてから日本の小学校教育がスタートしたのではない。小学校教育を仕切る区長や戸長、それに教師の予備軍は既に江戸時代に築かれていたことも忘れてはなるまい。ところが文部省は、師範学校の卒業生が出るまでのつなぎとして寺子屋師匠等を小学校教師に代用することには大きな不満を持っていた。文部省は、明治5年4月に、師範学校が整備されるまでの間に合わせとして「小學教師教導場ヲ建立スルノ伺」を正院に提出しているが、その中で従前の寺子屋師匠を次のように批判している⁵⁾。

其師匠ナル者ハ大概流落無頼ノ禿人自ラ糊スル不能ルモノニシテ素ヨリ教育ノ何物タルヲ不弁其筆算師ト称シ書読師ト称スルモ僅ニ其一端ニ止マルノミ而其教亦浅々トヒ之ヲ習フトイヘトモ以テ普ク物理ヲ知ルニ不足其不學ルモノト相去ル不遠

文部省が教育の近代化に情熱を傾けた姿勢はわからないわけではないが、江戸時代の寺子屋教育が当時の欧米と比べて極端にレベルが低いものではなかったことも確認しておく必要があるのではないか、と筆者は考えている。

先の第22学校は開校に関わって、府から「第廿二區博労町戸長…其方儀小學建校告諭之本旨ヲ奉シ町内ヲ勸誘シ速ニ落成候段畢竟勉勵之イタス処神妙ニ候依之為褒美目錄乃通遣之候事」⁶⁾という表彰を受けている。

開校した第22学校の校主（まだ校長という役職はない）は、橋本清兵衛、その他教師は助教も含めて4名。開校式には知事渡辺昇も列席し、生徒一人ひとりに祝物が渡されている。この時、各生徒に渡されたものがもう一つある。それは、明治5年5月付で和紙に刷った「小學生徒心得書」である。この「生徒心得書」の内容は全国ほぼ同じであるが、その内のいくつかを挙げておこう⁷⁾。

- ・ 入学の後は男女席を別にして、常に手習いにつとめ、読書、算術は、教師の指図を待て、其席に出て教えを受くべき事
- ・ 朝第8時出席して、昼後第4時の折にて退出の

事

- ・ 11時より1時までは歩行運動を許す。此時間に帰宅喫飯いたし候者は1時までには上校して、重ねて学に就くべき事
- ・ 右の正課中は妄りに他席に立つべからざる事
- ・ 区長・戸長並教師の指図に背く間敷事
- ・ 出校帰宅の都度々々には、必ず父母へ告げ出入の礼節不可怠事
- ・ 修業中無用の雑談、猥りなる所業無之、諸事温和にして稚き者を侮り軽しめ、或は口論等致間敷事
- ・ 傘、履物等乱雑にいたす間敷事

右の件々急度相守るべし、此心得書は一枚宛可相渡候条自宅に掲置、猶父兄よりも此旨時々教示可致者也

こうして大坂は、住吉、東成、西成、島上、島下、豊島、能勢の郡部も含めて、明治8(1875)年3月までに、189の小学校を開校している。「常に手習いにつとめ、読書、算術は、教師の指図を待て、其席に出て教えを受くべき事」と、ここでもまだ、江戸時代の寺子屋式授業であることが確認できる。明治7(1874)年には教員伝習所を開設、翌8年にはこの伝習所を改めて師範学校と改称し、「大坂府小學規則」で訓導、準訓導の他、助手的な助教や現役の生徒の中から選ぶ舎長等の教職名を定めて教職の質の向上に努めている。さらには下等小学に夜学校を併設したり、知事が臨席しての生徒研究会を再々実施して学業進歩を競わせる等の並々ならぬ努力を続けている。ちなみに訓導等の呼称は、明治6(1873)年8月太政官布告をもって官立諸学校の教員等表を改正した際に、小学校教師を訓導と称したのが最初で、当時は師範学校卒業免状を持つ者のみを訓導とした。とすれば、先の「大坂府小學規則」で訓導等の職名を定めたことは、大坂にも訓導と称せる正規教員が生まれてきた証拠である。明治8年3月末現在で先の伝習所下等学科を卒業した準訓導は100名余にのぼっている。文部省が初めて行った府県別の学齢就学率まで挙げての小学校実態調査に依ると、明治9(1876)年時点で、就学率は長野県の63%弱を筆頭に、2位の山梨に次いで大坂は58.83%で3位、東京、京都をしのぐまで

に発展している⁸⁾。

2. 明治初期の就学率上昇施策

以上、明治初期に大坂でどのようにして市民の子弟向けの小学校教育が立ち上げられてきたのかについて概観してきた。本節では、この時期、大坂がとった就学率を上昇させるための諸施策に関してデータを挙げながらも少し詳しく検討してみよう。

明治初期の小学校教育は、教師も、したがって教育の方法や内容も最初は江戸時代の寺子屋からのスライドであった。『日本教育史資料八』では、明治初年大坂に450程の寺子屋が確認されているが⁹⁾、実際にはそれ以上の数の寺子屋が機能していたものと思われる。寺子屋には女子も相当数通っていたはずで、往来物の中には『女九九の声』¹⁰⁾という算術の教科書もある。ちなみに、この教科書は当時イギリスで使われていた算術の教科書より格段に良質のものであることを付け加えておきたい。女子に教育はいいのではないのではなく、商家に嫁いだ場合、いざという時にはお女将さんとして店を仕切っていけるだけの準備をしておくことを心がける親が大坂にはいたのであろう。そのためか、小学校への就学率は一般に男女で大きな差があったが、大坂の場合、その差はそれほど大きなものではなかった。たとえば、先の第22学校は明治7年末現在、男児103名、女児97名である。このように男女差が極端に大きくならなかった一つの原因は、「学制」以前の江戸時代から続いている寺子屋への就学率にあると考えられる。その例証として、難波小学校の前身である寺子屋琳琅堂では明治3年時点で男児135名、女児115名であったことが確認できる¹¹⁾。

明治8年に文部大臣田中不二麻呂に提出された報告によると、明治7年3月末時点で、大坂市街の74の全学区に小学校が開設されている。教員の数3~6名で、ほとんどが3名である。教員が最低3名であることには理由がある。前節で述べたように学校開設にあたり、今まで寺子屋等で教えていた師匠が試験を受け、読み・書き・算の教師として採用された。この時、読

み・書き・算の3教科全てに合格した者は僅かに12名であった¹²⁾。ほとんどは、どれか1科の教師として採用された。だから、学校で3教科を教えるためにはどうしても3人の教師が必要だったのである。

大坂市街の全区に小学校が開設され、最低3名の教員も採用されて、一応の整備ができたように見える。が、文部省から派遣された巡視官の眼には、市街の教育状況は次ぎのように映っている¹³⁾。

市街ノ人情タル固陋浅劣ノ風猶且ツ前年ニ譲ラス
シテ進取ノ氣象ニ乏シク卑近ニ安スルモノ十中九分
ノ上ニ居レリ故ニ市街ニ設クル學校ハ蓋シ我全州ニ
比例ナキ高大善美ノ家屋ナリト雖モ其尤モ重ンスヘ
キ教師ハ仍ホ従前ノ習字師ヲ愛護スルノ念ヲ擲却ス
ル能ハス

学校の建物は豪華であるが教師はお粗末というわけである。ここでも相変わらず、文部省は寺子屋師匠上がりの教師を蔑視している。だが、おもしろい状況も生じている。この巡視官は、市街地の教育の貧弱さに比べて、西北諸郡の村落の教育を次ぎのように評価している¹⁴⁾。

西北諸郡ノ村落ニ於テハ却テ高等ノ教員アリテ児
童ノ學力亦大ニ市街ノ諸學校及ヒ西成住吉ノ二郡ニ
超越スルモノアルヲ見ルヲ得タリ故ニ予ハ該府ノ教
育ハ市街一部分ヲ以テ全局ヲ塗抹スルヲ得サルナリ
然ラハ則市街人民ノ知見ハ郡村落黎庶ノ惻惻ナルニ
如カサルカ夫レ市街ハ民富ミ財饒ニ四達輻湊ノ地タ
リ之ヲ西北諸郡ノ農商ニ比スレハ其知見実ニ霄壤ノ
差アリ而シテ教育ノ業ヒ獨リ郡村ニ如カサル所以ノ
モノハ畜ニ陋習ノ脱セスシテ進取ノ氣象ニ乏シキノ
ミニ非ス市街ノ風俗タル常ニ郡村諸民ノ所為ヲ蔑視
シ進歩ヲ慮ルノ密ナラスシテ貴重ノ抵抗カニ乏シケ
レハナリ

こうして巡視官は、大坂市に教育の一層の改善を望んでいる。大坂府は、市街地の学校教員の質を向上させる施策として先に触れた教員伝習所を開設し、官立大坂師範学校から布施訓導を派遣してもらい、毎日午後3時より市中の教員を集めて授業の方法を伝授することを開始す

る¹⁵⁾。布施訓導とあるから、彼は師範附属小學の教員であったと思われる。

巡視官のお眼鏡にはあまりよく映っていないが、他と比べて進んでいる面もあったのではないか。前節で大坂では就学率の点で男女差がそれほどではなかったと述べたが、市内の個々の学校を見ていくと、男女差がほとんどないか、むしろ女兒の方が多き学校すらあった。明治7年3月末でのデータで、該当する学校を列挙すると以下の通りである¹⁶⁾。

名称	場所	男	女
東第一・二番學校	上本町	58	51
東第六番學校	徳井町	68	62
東第七番學校	同	67	72
東第廿二番學校	博労町	103	97
南第十番學校	大寶寺町	108	115
西第四番學校	江戸堀南通	135	132
北第六番學校	天神筋町	88	96
北第十四・五番學校	堂島濱	106	106
(東成郡/西成郡)			
西高津學校	西高津村	29	26
能條學校	天王寺莊	13	12
傳法學校	傳法村	34	29

これ以外の他郡でこの傾向は確認できない。郡部よりも、市街において男女差が少ないことが特徴とまとめることができる。評価すべき第二の点は、大坂府は郡部も含めて全ての学校で、授業料については「当分課せず」としていることである。市中においては、「學区内戸別及地坪石高二應シ各等分ヲ分チテ出財シ以テ一般ノ學費ヲ資ケ而シテ貧民ハ更ニ此等ノ外タリ」として学費を徴収していない。しかし「其子弟ノ業ヲ受クルハ他出財家子弟ト同シ故ニ貧者ノ者来テ學ニ就ク者多シ」と記されている¹⁷⁾。こうして少しでも多くの児童が就学するような施策を取っていた。ちなみに、奈良県では全ての小学校で僅かではあるが授業料を徴収している。

第三の注目すべき点は、『文部省第一年報』に夜学19校が開校と記されていることである。そこには、「夜學ハ専ラ役夫家僕ノ晝間學スル能ハサル者ヲ教授スルモノニシテ教員ハ各學校ヨ

リ之ヲ兼務セシム」¹⁸⁾と説明されている。昼間学校へ来ることができない児童が夜間に就学するという風習は、江戸時代からあった。幕末の大坂では、丁稚等が夜間に寺子屋に行き、番頭になるための読み・書き・算盤を習っていたという記録がある¹⁹⁾。

『文部省第三年報』になると、夜学を付設する学校の数は、大坂市内の47校に拡大している。女兒に裁縫を教える女紅學も9校あることが報告されている。また『第四年報』には、「各學区内今一層就學生ノ數ヲ増加スル為各校ノ都合ニ依リ上下等小學ノ外下々等小學ノ一舎ヲ置キ教科ヲ簡易ニシ漸次尋常小學ニ相移シ可申事」²⁰⁾という文言があり、ここからも大坂が就学率の向上に努力していたことが窺える。

ところで、初期の小学校ではどのような内容が教えられていたのであろうか。算術が比べやすいので、明治12(1879)年4月に府から文部省に出された「上等小學教則」から算術の学習内容を引用しておこう²¹⁾。この「上等小學」は、全体を8級に分け一つの級の修了に6ヶ月を要し4年で卒業する学校。ちなみに、前年12月に出された「下等小學教則」では、全体で6級、各級の修了には4ヶ月、満2年で卒業できる仕組みになっている。当時大坂には、この上・下二つの小学が同時に存在していた。どちらの小学に行かせるかは、保護者の選択に任されていたのである。

- 第八級 一ヨリ百マテノ記法命位及ヒ物數ノ計ヘ方ヲ教ヘ加算九々ヲ諳誦セシメ兼テ加減(心算筆算)ノ大意ヲ授ク
- 第七級 百位ヨリ萬位マテノ命位ヲ教ヘ乗算九々ヲ諳誦セシメ兼テ一ヨリ百マテノ乗除(心算筆算)ノ大意ヲ授ク
- 第六級 虚數ノ加減乗除(心算筆算)ヲ授ク尤モ簡易ヲ要スルヲ以テ其數ハ一ヨリ千ニ止ル
- 第五級 複雑實數ノ加減乗除即内國諸國等法ノ類簡單ニシテ實用ニ適スルモノヲ撰ミ授ク
- 第四級 數質ノ大畧及ヒ分數化法分數加減法ノ簡單ニシテ實用ニ適スルモノヲ撰ミ授ク
- 第三級 分數乗除法分數難題及ヒ少數化法小數加減乗除ノ簡單ニシテ實用ニ適スルモノヲ撰ミ授ク

第二級 比例諸法ノ簡單ニシテ實用ニ適スルモノヲ撰ミ授ク

第一級 百分率諸算ノ簡單ナルモノヲ授クル前級ニ同シ且曾テ授ケシ諸算ヲ復習スル為メ各種ノ應用問題ヲ與ヘテ之ヲ算セシム

上等小学では、週28時間の内、第八～三級では6時間が配当されており、第二～一級では4時間になり、それに加えて幾何が2時間配当されている。上等小学の第二・一級は、比例と百分率があり幾何が加えられていることからしても、今日の中学校レベルに相当することがわかっていこう。この算術の授業内容を今日のそれと比べてみると、今日の小学校で1年間かけて学習するところをわずか半年で修了していくシステムである。各級を修了し、一つ上の級に進学するための試験に大体8～9割以上の子どもが合格していることと照らし合わせて考えると、この当時の小学校のレベルは相当高かったと思われる。もちろん、加算九々の暗誦、「心算」つまり暗算中心の教授法に典型的に現れているように、このような授業でつけられた「学力」をそのまま今日と比較し、評価することは危険であろうが。

前節でも触れた女兒の就学率を高めるために上等小学校に敷設された女紅學の一種に、女子手藝學校がある。そこでは、裁縫一般の他に予科として習字と算術、また生徒の力に応じて地誌・史学・物理・修身も教えてもよいとされていた。これら女紅學校は一般に、下等小学校を卒業したものが就学する学校であるが、中には下等小学に一度も行かずに、あるいは途中で退学して、これらの学校に就学してくる女兒もいた。予科の習字と算術は、彼女たちのための教科である。明治12年1月に文部省に伺いとして出された「女子手藝學校規則」に記載された算術に関する部分を引用すれば以下のとおりである²²⁾。

- 第五級—數目命位／第四級—加減法 各種數名／
- 第三級—乗算／第二級—除算／第一級—四則應用

つまり、このような下等小学の内容を学習する者と、先の地誌・史学・物理・修身等を学習

する者が混在していたのである。ついでに付言すれば、大坂の女紅学校の特色として、裁縫等の他に琴三味線、割烹まで教えられたことがある。東京にも女紅学校はあったが、琴三味線や割烹は教えていない。女兒が下等小学へ就学しなかった理由の一つに、男女児が同じ校舎で授業を受けることへの抵抗があったことも考えられる。このことを考慮して大坂では女兒専用の女紅学校を設立し、少しでも女兒の就学率を高めようとしたのである。なお、これら女紅学校はやがて私立の女学校として独立していくことになる。

3. 教師養成と免許制度の確立

先に見たように、上等小学校の上級で百分率や比例が扱われるようになると、寺子屋の師匠では手が出なくなる。文部省に指摘されるまでもなく本格的な教師養成校の確立が必要になってくる。こうして明治8(1875)年に大坂師範学校が開校する。開校にあたり官立師範学校から3名の訓導が監事として派遣され、本科教員となる。明治12(1879)年に文部省に提出された「師範学校規則」には以下のような条項がある²³⁾。

本校ノ主旨ハ至良ノ方法ヲ以テ他日師範タル可キ生徒ヲ養成シ以テ管内ノ小學ニ派遣シ其生徒ヲ管理教育スルノ事業ヲ學ヒ得セシムルニ在リ此目的ニ依リ生徒ハ小學ニ於テ教授スヘキ諸學科ニ熟達シ又之ヲ教授スル至良ノ方法ヲ熟知セサルヘカラス且後來ノ本業ニ注意シ都テ實際ニ履行シ得ヘキヲ旨トス故ニ本校ノ證書ヲ所持セサル者ハ管内小學ノ教員タルヲ得ス

この種の師範学校を卒業した者でないと、管内の正規の小学校教員、即ち訓導になることはできない、という規定である。この師範学校の養成期間は、約6ヶ月であった。では、公立師範学校の卒業証書を有しない教員はどうなるのか。府は早速、「助教試験」の伺いを文部省に出している(明治12年)。試験科目は、読書、地理、歴史、物理、博物、化学、生理、経済、心

理、教育論、算学、代数学、幾何学、画法、書法、教授法等多数である。これらの科目について師範学校で試験を受けて正規助教にする道を開いたのである。これらの教科全て合わせて、平均して60点以上を取ることが要求されている。例えば、教授法の試験は試験官の前で実際に授業をやってみることである²⁴⁾。

教授法ハ本校演習小學(附属小学校一引用者)ノ生徒ヲ教授セシメ其方法ニ熟達シ教授スル所ノ諸學科ニ些ノ障害ナク注意普及シ管理行届クモノヲ最上トシ教授スル所ノ諸學科ニ障害ナク注意普及セルモノヲ以テ程度トス

要するに、師範附属小学校で実演して見せ、そこそこのレベル以上を出して見せることが要求されていたのである。ここで注目すべきことは、助教であろうと、師範学校教師というプロの試験官の前で、学科の試験を受け、授業の実際をパフォーマンスして見せて、合格し初めて免許証が授与される、というシステムに移行している点である。もう教育に素人である町の顔役によって教師になることは、非常に難しくなってきた。この状況は、大坂という都市の近代化が教育面にも影響を与え始めた一つの顕れ、と判断できるのではないかと。ところで、その際どんなパフォーマンスが要求されていたのであろうか。もう少し突っ込んでみよう。明治8年に発足した「大坂師範学校規則」の中の「生徒心得」には、「柝ヲ聞キ速ニ廊下ニ整列シ教師ノ先導ヲ待テ教場ニ入ルヘシ」²⁵⁾という文言がある。

これは、ベルの代わりに柝を合図に、「学制」期に子どもが教室に入る作法として強制されたものである。それが、この時期になっても20歳前後の師範学校生徒が教授法の授業で教えられ、教授法の実地試験でこの種のパフォーマンスをすることが要請されていたのである。明治期の教育は、[文部省(=東京師範学校)→地方の公立師範学校→更に小さな地域の教員伝習所]という風に、より下位の教育機関での教員養成に伝達・拡大されていく形でわが国全体の教育の「近代化」が図られていったが、その一端である教室への入退の作法もこうして定型化

されていったものと思われる。師範学校の生徒は、このパフォーマンスを完璧にやり遂げない限り教員免許がもらえない、という状況に置かれていたのである。教育の定型化が、地方の師範学校レベルで完成していた事例の一つである。

正規教員である訓導の確保も整備されていく。大坂府は、明治 14 (1881) 年 11 月に文部省に至急の伺いを出す。「小學校教員免許規則」である。これは、官公立師範学校卒業証書を持たない現職教員や教職志望者に、学力試験によって小学初等科・中等科・高等科の免許証を授与し、訓導とする規則である。もちろん、この免許証は期限付きで、高等科免許状—5ヶ年、中等科免許状—5ヶ年、初等科免許状—3ヶ年、修身科のみの教授免許状—3ヶ年である。この規則では、補助教員の資格も検定することが定められている。この時以降、補助教員もこの種の学力試験に合格しなければならなくなる。法的な定めは、補助教員にまで及んできている様子が窺える。合格ラインは、以下の通りである²⁶⁾。なお、この伺いは、明治 15 (1882) 年 2 月 20 日をもって「小學校教員免許規則」として条例化される²⁷⁾。

- 訓導—各等（高等／中等／初等—引用者）毎科定点 5 分以上で平均 6 分以上の得点
- 準訓導—初等毎科定点 5 分以下で平均 4 分以上 5 分以下の得点
- 補助教員—1 科もしくは数科の定点が 4 分以上の得点

試験科目は、修身から化学、幾何、代数、それに本邦法令、心理、教育学、学校管理法、実地授業に及ぶ。実地授業は各等科で検査される。ところで、どれくらいのレベルの試験であったのか、算術の内容を挙げておこう²⁸⁾。

- 初等科—珠算 加減乗除、四則難題、筆算 記数法より百分率まで
- 中等科—比例
- 高等科—開平より求積まで

これを見ると、補助教員としても、算術で言

えば、寺子屋師匠のままで全然勉強しない者であれば、初等科しか勤まらないことになる。このように、規則でもって小学校教員の資質向上の施策を整備しながら、その仕上げとして、府は明治 15 (1882) 年 9 月に「大坂府師範学校規則」制定の伺いを文部省に出している。そのいくつかを引用しておこう²⁹⁾。

- 一 本校ハ小學校教員タルニ必須ノ學科ヲ授クル所トス
- 二 師範學科ヲ分テ初等中等高等ノ三科トス
- 三 本校ノ修業年限ハ初等師範學科ヲ一年トシ中等師範學科ヲ二年半トシ高等師範學科ヲ四年トス
- 四 授業時限ハ一年三十六週一週二十八時（土曜日二時間ヲ算入セス）一日五時間トス
- 五 凡師範學科ヲ授クルニハ徒ラニ書籍ニ拘泥セス又漫リニ高尚ニ馳セス務テ日用ニ適切ナラン事ヲ要ス
- 六 教育學ハ兒童取扱ノ心得方三育ノ大要ヨリ教育上ノ法令規則等ヲ知ラシメ學校管理法ハ學校ノ編成生徒ノ管理校簿ノ整頓諸表ノ編製等一校ノ管理上必要ナルモノヲ授ク

興味深いのは、この規定で「請求試験」が設けられていることである。これは、「本校へ入學セスシテ直ニ小學教員タラント欲スル者ノ學力ヲ試験シ合格ノ者ニハ初等中等高等ノ師範學科卒業證書ヲ授與」するためである。このようにして得られた免許証の有効期限は 7 年。ただし、高等と中等の師範学科を卒業し「七年以上小學校教員ノ職ニ従事シ學力優等授業熟練品行端正ノ證跡アルモノハ府知事之ヲ認定シ試験ヲ施サスシテ」「終身高・中等科小學校教員タルヲ得ヘキ事」という證書を授与されるようになっていた。このような形をとることを介して、大坂の教員養成と免許制度は近代化を遂げていく。そして、地域の顔役によって教員になる途は閉ざされていくことになる。

大坂において小学校教育に関しても、地縁・血縁によって教職に就く時代から、資格によって職に就く時代へと転換していく第一歩が、こうして踏み出されていく。教育が近代化していくことと、大坂の都市が近代化していくことが同時並行的に進行し出している一つの証、と筆

者は考えている。

明治 31 88.2 73.0 90.6 73.5 57.3 62.5 68.9

[大阪府編『大阪府統計書』の各年より筆者作成]

4. 夜間小学のもう一つの山

大阪の都市化が進むにつれて、周辺部からの人々の流入も増大してくる。当然、学齢期の子ども数も増加の一途をたどる。子ども数の増加に小学校側の拡大が追いつかない、という状況が恒常化してくる。この傾向は、大阪で軽工業部門での産業革命が本格化する明治 27 (1894) 年頃を境に益々増大する。学区によっては、二部教授をしても増大する子どもを収容し切れない、という事態も生じてくる。少し時代は下るが、明治 44 (1911) 年の『大阪広報』には、次のような記事がある³⁰⁾。

本市学齢児童ノ増加數毎年約四千人ニ上リ之レカ
為明治四十三年末ニ二部教授ヲ施行スル學校三十一
其學級數二百九十八アリ此趨勢ニシテ底止スル所ナ
クハ遂ニ三部教授ヲ施スノ必要アルニ至ラン

これは当時の臨時市議会の模様を伝える記事。学区によって子ども数の増加に凸凹があり、負担が区によって違うことは不合理であるので学区の枠を超えて余裕のある小学校へ児童が自由に入れるようにしてはどうか、と言うことを巡る議論の一部である。この時学区を越えての就学は実現しないが、人口の流入により増加した子どもの就学に市はどう対処していったか、という問題はもう少し突っ込んでみる値打ちはある。市に流入してくる者の多くは、市内に職を求めてやってくる人々。この点で、彼らの子どもたちの多くが夜間小学に就学する、というケースも生じてくる。本節では、その夜間小学に焦点を当てて検討してみたい。その前に、当時の大阪市部の就学状況を確認しておこう。

年次	東区	南区	西区	北区	東成郡	西成郡	全国
明治 26	92.8	70.4	60.0	64.1	43.4	43.7	58.7
明治 27	96.6	82.0	87.5	80.9	58.9	55.9	61.7
明治 28	83.3	75.9	91.9	80.0	60.2	56.9	61.2
明治 29	93.8	75.9	94.3	84.7	58.7	54.8	64.2
明治 30	89.9	71.6	92.0	77.3	67.5	69.3	66.7

全国的には、就学率は確実に上がっているのだが、大阪市部の場合、明治 27・8 年を境に上昇が止まっている区があることにもこの状況が顕れている。大阪市に夜間小学が条例整備も伴って成立してくるのは、明治 27 (1894) 年から。この時期、夜間小学が再度脚光を浴びるようになってくるのには理由がある。就学率を高めるために全国に設けられた小学簡易科は、明治 22 (1889) 年には 11000 に達し、ほぼ尋常小学校数と肩を並べるようになる。ところが、小学簡易科は、この年をピークに急速に減少していく。小学簡易科では、[修身が教えられない→正規の小学校ではない]という認識が保護者の間に広がっていったことも一つの原因と考えられる。もちろん、簡易科で見せかけの就学率の向上だけでは満足しなくなったことの方が政府・文部省の本音であろうと思われるが。こうして隆盛を極めた簡易小学校も、明治 23 (1894) 年に制定された「新案小学校令」でついに廃止される。

法令で廃止されたからといって、簡易小学校に通っていた子どもたちが直ちに尋常小学校へ就学できるわけがない。この子どもたちのための就学措置、ないしは代替案が配慮される必要が出てくる。その措置の一環として文部省は、明治 27 年 1 月に都道府県庁宛てに訓令第一号を出している。そこには、次のような文言がある³¹⁾。

貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニ、小學校令ノ規定ニヨリ就學ノ免除ヲ得タル児童ニシテ、夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ置イテ、近易ナル方法ニヨリ相当ノ教育ヲ受ケタルモノニハ、其望ニ依リ尋常小學校ニ於テ試験ノ上、其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業証書ヲ與ヘシムルノ方法ヲ設ケルハ道庁府県ノ便宜タルヘシ

貧困等により就学免除された児童に対して、夜間又は日曜日、あるいは適宜な日時に簡易な教育を施し、相当する学年の修了試験を望めば最寄の小学校でそれを実施し、合格した者

に証明書又は卒業書を授与するという施策を各都道府県で採れ、という訓令である。この指示を受けて大阪府は、明治 27 年 10 月以下のような告諭を出す³²⁾。

未タ尋常小學校ノ教科ヲ卒ラサル學齡兒童ヲ使役スルモノ少カラス就中紡績段通燐寸等ノ工場ニ於テ其數最モ多キヲ認ム…兒童ヲ保護スヘキ者ハ先ツ其義務ヲ尽シテ然後之ヲシテ工場ニ就役セシメンコトニ努メ又工場主ハ其使役スル兒童ノ教育ノ為メニ更ニ一層ノ便宜ヲ与ヘ一方ニ於テハ或ハ就役ノ時間ヲ減シ又ハ課役ノ分量ヲ限りテ成ル可ク小學校ニ通學スルノ余裕アラシメ一方ニ於テ普ク其場内ニ於ケル教育ノ方法ヲ立テ、漸次之レカ完成ヲ謀リ若シ晝間ニ於テ其時ヲ設ケル能ハサルモノ、如キハ別ニ夜學ノ方法ヲ設ケル等…以テ兒童ヲシテ少クモ尋常小學校ノ教科ハ必ス之ヲ卒ヘシメンコトヲ怠ルヘカラス

大阪府内に住む学齡児は全て尋常小学校を卒業させる、という府の強い姿勢が前面に出ている。こうして大阪市に夜間小学校が設立されていく。「尋常小學校夜間教授開始ノ件」は明治 27 (1894) 年 5 月に開かれた市会にかけられている。経費は各区が負担、修業年限は 3 年である³³⁾。明治 27 年以降、明治年間に開設された市内の夜間小学校は以下の通り（次頁参照）。なお、データは大正 4 年 3 月現在である。

次頁の表から明らかなように、大正 4 (1915) 年 3 月時点で夜間小学に通う生徒は 2883 名にのぼる。しかも、その内の 2424 名は学齡期の子どもである。この時、先に触れた児童数急増に対処するために尋常小学校では二部授業が行われている。現に二部授業を行っている学校と夜間小学とが重なっている学校は、九條第三、春日出、三軒家、天保、天王寺第一、同第三、第二西野田小学校であり、これら 7 校に通う児童数は、3610 名である。つまり、夜間小学に通う 2424 名の子どもたちは、二部授業にも出席できない子と考えると間違いない。その証拠に、これら夜間小学に通う生徒の職業調査がある。これは、学齡期を越えた子どもも含めた数であるが、奉公人が最多で 1164 名、家事手伝いが 938 名、職業により収入のある者 877 名、その

他 308 名である。職業調査の生徒数の合計が、夜間小学通学者合計数を上回るのは、一人が複数の収入源を持っている現われであろう。

大阪が都市化していく中で、昼間働いて夜間にしか通学できなかった学齡期の子どもが二千数百名いた事実が浮き彫りになってくる。大阪市は、これら児童に対しても学力を保証していく施策を次々と打ち出していく。明治 27 年 1 月には、大阪府が積極的に府に働きかけて、府令第十三号を出す。そこには、次のような文言がある³⁵⁾。

貧窮又ハ其ノ事情ノ為ニ小學校令ノ規定ニヨリ就學ヲ免除サレタル兒童ト雖モ其保護者ノ便宜ニ依リ相当ノ教育ヲ受ケシメタル時ハ其市町村立小學校ニ申出テ尋常小學校ノ学科ニ就キ試験ヲ受ケルコトヲ得

この試験を受ければ、尋常小学校第何学年修了ないしは尋常小学校卒業の証書が授与されたのである。試験される学力の中身は、尋常小学校と同レベルであることは重要である。夜間小学校だから低レベルでよい、という風には府は考えていなかった（事実、先にも引用した大阪府市会では、なぜ修業年限が 3 年なのかということが議題になっている³⁶⁾）。大正時代に入ると、各区負担で賄われていた小学夜間教授の一層の普及及び改善のため市が補助金を出すことが可決されている³⁷⁾。そして大阪市は以下のような小学校夜間部規定を制定する³⁸⁾。その一部を引用しておこう。

本市小學校夜間教授ハ小學校夜間部ト改稱シ其規定ヲ下ノ通相定メ大正九（1920—引用者）年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市小學校夜間部規定

- 第一條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル兒童ニシテ晝間就學スルコト能ハサル事情アルモノニ對シテハ夜間ニ於テ其ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得前項ノ學級ハ之ヲ当該學校ノ夜間部ト稱ス
- 第二條 夜間部ニ収容スルコトヲ得ル者ハ年齢滿九歳以上ニシテ区长ノ承認ヲ受ケタル者ニ限

<明治 27 (1894) 年開校>

校名	毎週 授業時数	教員数	生徒数				計
			学齡兒童		学齡超過		
			男	女	男	女	
東江	12	4	33	2	2	0	37
明治	15	4	83	25	14	1	123
廣教	12	2	44	4	3	1	52
松島	18	2	16	11	0	0	27
高台	18	3	32	4	1	0	37
西六	12	4	75	15	1	0	91
日吉	12	2	22	4	3	1	30
<明治 28 (1895) 年開校>							
南大江	12	3	51	7	23	2	83
愛日	12	2	47	0	12	0	59
北大江	15	2	40	8	19	2	69
久寶	不定	8	196	19	65	4	284
<明治 29 (1896) 年開校>							
堀江	15	4	43	6	7	0	56
渥美	18	4	68	6	9	0	83
日本橋	18	6	70	38	21	2	131
<明治 33 (1900) 年開校>							
大寶	15	2	39	6	7	0	52
<明治 34 (1901) 年開校>							
桃園第一	18	6	98	59	5	1	163
<明治 40 (1907) 年開校>							
九條第三	18	4	95	36	0	0	131
三軒家	12	2	28	16	2	2	48
西九條	12	4	49	22	3	1	75
恵美第二	18	6	39	61	5	0	105
難波第五	12	8	137	62	74	34	307
第一西野田	18	4	39	19	5	0	63
第二西野田	12	4	60	43	18	1	122
<明治 41 (1908) 年開校>							
木津第一	12	6	77	55	11	2	145
第一川崎	18	12	209	71	106	10	396
<明治 42 (1909) 年開校>							
鞆	12	2	32	0	0	0	32
<明治 43 (1910) 年開校>							
天王寺第一	18	6	55	28	23	4	110
天王寺第二	18	4	63	41	5	1	110
<明治 44 (1911) 年開校>							
天保	12	2	11	18	0	0	29
<明治 45 (1912) 年開校>							
春日出	12	2	29	11	4	0	44
計		117	1742	682	394	65	2883

〔『大阪市学事統計』 (大正四年発行 34) より筆者作成〕

ル 但シ満九歳以下ノ者ト雖モ特別ノ事情アリト認メタル場合ハ之ヲ收容スルコトヲ得

第三條 夜間部ノ教科目ハ修身，國語，算術，日本歴史，地理，理科，圖画，體操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第六條 夜間部ニハ主任ヲ置クヘシ 主任ハ当該学校長ノ指揮ヲ受ケ其ノ部ニ属スル事務ノ整理ニ当ルモノトス

大正 12 年 4 月現在で，市立尋常小学校夜間教授の卒業者は開始以来の累積で 11,767 名と一万人を越えている³⁹⁾。全国的には就学率が漸次的に上昇していく中で，大阪市においてはむしろ就学率の上昇が停滞しだす。その原因の一つに，周辺部から都市部に流入してくる人々の流れがあった。こうして流入してくる人々の子弟の多くが，昼間は何らかの職に就くために，夜間小学に就学するようになる。この子どもたちの為に大阪市も精一杯の努力を傾けようとしていることも，大阪の都市化に伴うスクーリングのもう一つの特徴と言える。

おわりに

以上，明らかになったことは次の二点である。

(1) 明治最初期大坂が近代都市として出発していくに当って，スクーリングにおいては僅か 10 年の間に地域のコミュニケーションネットワークによって決定されていた教師職が，師範学校卒業者ないしは教育の専門官による資格試験合格証を有する者しか就職できない免許制度が確立してくる。そしてはや寺子屋師匠からの横滑りのままでは小学校教師が勤められない状況が作り出されてくる。(2) 明治も 20 年代後半に入ると周辺部からの人口流入が増加してくる。市は当然，学校の収容能力を超過する部分を二部授業によって切り抜けようとするが，昼間働かねばならない子どもの就学を保障する夜間小学の制度を確立していくことも大阪市の特徴である。

もちろん，(1) の特色は，時間の遅い・早いはある全国的な流れである。その点，(2) の特

色は大阪市独自のものであるが，本稿ではその兆候を突き止めたただけである。この点に関して，人口動態と子どもの就学の問題を各小学校区に降りて更に詳しく検討・整理することが今後の課題である

注

1. 大阪府『大阪府令集一』，昭和 46 年，P.523.
2. 浪華同窓会編『浪華校記念誌』，1973 年，P.17 参照。
3. 福澤諭吉「京都学校の記」明治五年（『福澤諭吉全集』第二〇巻，岩波書店，昭和三十八年，所収）pp.78-79 参照。
4. 『大阪府令集一』，P.535.
5. 倉沢剛『小学校の歴史』昭和三十八年，ジャパンライブラリービューロー，pp.523-530 参照。
6. 『浪華校記念誌』，P.16 参照。
7. 同上書，P.19 参照。
8. 『文部省第四年報』の就学率統計箇所参照。
9. 『日本教育史資料八』，pp.224-230 参照。
10. 「女九九乃声」天明七年刊（『稀覯往来物集成』30 巻，所収）。
11. 『日本教育史資料八』，P.232.
12. 『文部省第三年報』，P.45.
13. 同上書，P.43.
14. 同上書，同頁。
15. 同上書，P.44.
16. 『文部省第二年報』，pp.275-279 参照。
17. 同上書，P.163.
18. 『文部省第一年報』，P.51.
19. 新修大阪市史編纂委員会『新修大阪市史』第四巻，平成 2 年，pp.714-5.
20. 『文部省第四年報』，P.167.
21. 『文部省日誌五』，pp.54-60 参照。
22. 『文部省日誌四』，pp.89-97 参照。
23. 『文部省日誌六』，pp.134-144 参照。
24. 『文部省日誌十』，pp.153-159 参照。
25. 『文部省第三年報』，P.282.
26. 『文部省日誌十四』，pp.195-204 参照。
27. 『大阪府令集三』，昭和 46 年，pp.340-42 参照。

28. 同上書, P.342.
29. 『文部省日誌二十四』, pp.40-69 参照。
30. 『大阪市広報』, 第百六十九号, P.101.
31. 『小学校法規類抄』, P.128.
32. 「大阪府告諭第六号」(『小学校法規類抄』, pp.270-271.)
33. 『大阪市會第貳卷』, 明治 44 年, pp.685-87 参照。
34. 大阪市役所務課『大阪市学事統計』, 大正四年, pp.38-44 参照。
35. 大阪府内務部第三課『小学校法規類抄』, 明治 34 年, P.290.
36. 同上書, P.269.
37. 『大阪市會第貳卷』, 同頁参照。
38. 大阪市役所教育部『大阪市教育例規類纂』, 昭和九年, pp.177-178 参照。
39. 大阪市役所『大阪市統計書』, 第貳壹回, 第 3 章, P.19.

Changes in Schooling and Urbanization in Early 20th Century Osaka

Hisaki TOYODA

The purpose of this paper is to research educational reform in early 20th century Japan, analyzing capitalism and modernization in Osaka City. Its form consists of many different desired changes in the quantitative, qualitative, and organizational dimensions of public schooling.

In this study, the following two points summarize the major systematic changes in Osaka schooling during the period 1880 to 1920.

1. Osaka was industrialized and urbanized in the period 1880 to 1890, and in these ten years the professional training of teachers increased. Considering that District Schools were the only communication network in a community, it was obviously impossible, and perhaps, it was not desirable, that the business of operating these schools should become a distinct profession, with normal school graduates and licensed professionals. An amateur at teaching, or a master of a 'TERAKOYA' cram school could not become a teacher in an elementary school without a license. In sum, economic forces shaped the urban professional system from its earliest stage to the present.

2. The population of urban dwellers in Osaka rose through the industrial revolution in the 1890s. The evolution of Osaka public schooling progressed through nineteenth-century urbanization. The children of families had to earn their livelihood during the day. Osaka established night elementary-schools for them, and these numbered thirty schools in the 1920s. The number of graduates exceeded ten thousand as of 1915.

By tracing the historical evolution of Osaka public schooling, we would have a better understanding of educational reform in early 20th century Japan. I shall now set about examining the movement of the population and the schooling in District Schools. This investigation and analysis remains to be completed.

Keywords : urbanization, income, schooling, licensed teacher, night elementary school